

株式取扱規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取り扱いおよび手数料については、株式会社 証券保管振替機構（以下、「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下、「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款第11条に基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第3条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等、機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下、「個別株主通知」という。）を除く。）により行なうものとする。

- ② 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の記録または変更を行なうものとする。
- ③ 株主名簿は、機構が指定する文字および記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第4条 株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法人の代表者)

第5条 株主が法人であるときは、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第7条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主の常任代理人等の届出)

第8条 外国に居住する株主またはその法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任し、または日本国内において通知を受けるべき場所を定めなければならない。

- ② 前項の常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所は、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなすものとする。

(登録株式質権者)

第10条 登録株式質権者には本章の規定を準用する。

第3章 株主確認

(株主確認)

第11条 株主(個別株主通知を行なった株主を含む。)が請求その他株主権行使(以下、「請求等」という。)をする場合、当該請求等を本人が行なったことを証するもの(以下、「証明資料等」という。)を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

- ② 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等を要しない。
- ③ 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
- ④ 代理人についても第1項および第2項を準用する。

第4章 少数株主権等の行使手続

(書面交付請求および異議申述)

第12条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求(以下「書面交付請求」という。)および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、所定の書面により行なうものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等の行使手続)

第13条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、署名または記名押印した所定の書面により行なうものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第14条 株主は、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することの請求を行なう場合には、提出する議案に関する次の事項について、それぞれに定める字数以内(ただし、当社が必要と認め別途分量を定める場合には当該分量の範囲内)で、その内容を書面に記載するものとする。

1. 議案提案の理由: 400字

2. 議案の概要: 400字(ただし、取締役、監査役および会計監査人の選任議案については、それぞれ会社法施行規則第74条、第76条および第77条に規定する事項: 1候補者につき400字)

② 当社は、議案提案の理由および議案が取締役、監査役および会計監査人の選任議案の場合の候補者に関する事項を株主総会参考書類に記載する場合において、その字数が前項の規定を超えるときは、要約を記載することができる。

(株主提案議案の個数制限)

第15条 株主が10を超える数の議案の要領を株主に通知することを請求する場合、10を超える数に相当する数の議案については、当社は株主総会に上程しないことができる。

② 10を超える数に相当することとなる数の議案の決定方法は、以下の手順による。

1. 株主が優先順位を定めている場合には、当該優先順位による。

2. 1. の優先順位の定めがない場合には、原則として株主による記載の順序に従い、横書きの場合は上から、縦書きの場合は右から数えて10を超える議案を株主総会に上程しないものとする。ただし、議案が秩序立って記載されていないなど、その順序を判断することが困難な場合には、取締役会の決議によりこれを定める。

(法定書類閲覧謄写等の取扱い)

第 16 条 株主は、法定の定めに基づき、当会社に対して、備置書類の閲覧もしくは謄写、または謄抄本の交付を請求する場合は、別に定める「法定書類閲覧謄写等取扱規程」に規定する手続きをもって、これを行なわなければならない。

第 5 章 単元未満株式の買取

(買取請求)

第 17 条 単元未満株式の買い取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行なうものとする。

(買取価格の決定)

第 18 条 単元未満株式の買取請求がなされた場合の当該単元未満株式の買取単価は、請求が第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に当該市場において売買取引がない場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

② 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた金額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第 19 条 当会社は、前条により算出された買取代金を、当会社が別途定める場合を除き、機構の定めるところにより、買取価格の決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に支払うものとする。

② 前項の規定にかかわらず、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

③ 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込または株式会社ゆうちょ銀行における通常現金払いによる買取代金の支払を請求することができる。

④ 買取代金支払に際し、第 22 条に定める手数料を控除して支払うものとする。

(買取株式の移転の時期)

第 20 条 買取請求のあった単元未満株式は、前条による買取代金の支払または支払手続が完了した日に当会社の振替口座に振替えるものとする。

第 6 章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第 21 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取り扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第7章 手数料

(手数料)

第22条 株式の取り扱いに関する手数料は次のとおりとする。

1. 第18条に定める買取価格による1単元の株式の数の売買の委託に係る手数料相当額として、次に定める金額を買取単元未満株式数で按分した額

100万円以下の金額につき 1.150%

100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900%

ただし、1単元あたりの算定金額が2,500円に満たない場合は2,500円とする。

第8章 総株主通知等の請求に係る正当な理由

(総株主通知の請求に係る正当な理由)

第23条 当社が総株主通知を請求することができる場合として振替法151条第8項に規定する正当な理由は、次のとおりとする。

1. 法令、上場規則、定款その他社内規則（以下、「法令等」という。）に基づき、株主に対して通知をするために必要がある場合、その他株主に対して通知をする必要があると取締役会が判断した場合。
2. 当社が、法令等に基づき、株主に関する情報を公表し、または官公庁もしくは金融商品取引所に提供するために必要がある場合。
3. 当社が、株主に対し、振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとする場合。
4. 上場廃止、免許取消しその他当社または株主に損害をもたらすおそれがある事態が生じるのを避けるために必要がある場合。
5. 当社の株式の取引状況、株価の変動状況、時間の経過その他の事情に鑑み、直近の総株主通知の時から株主またはその株式保有状況に相当の変動が生じている可能性があり、当社の株主名簿に反映させるべきであると取締役会が判断した場合。
6. 株主の意思を確認するための手続きを実施する場合。
7. 当社において導入する「当社株主の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「当社買収防衛策」という。）に定める買付等に関し、株主に対する情報提供もしくは勧誘をしようとするとき、または株主、その株式保有状況もしくは株主意思について確認しようとする場合。
8. 当社買収防衛策の導入、延長、変更、更新、廃止等をするために必要であると取締役会が判断した場合。
9. 一定の日における株主またはその株式保有状況を確認する必要があると取締役会が判断した場合。

(情報提供請求に係る正当な理由)

第24条 当社が情報提供請求することができる場合として振替法第277条に規定する正当な理由は次のとおりとする。

1. 加入者の同意がある場合。
2. 株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要がある場合。
3. 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要がある場合。
4. 当社が法令等に基づき、株主に対する情報を公表し、または官公庁もしくは金融商品取引所に提供するために必要がある場合。
5. 上場廃止、免許取消しその他当社または株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要がある場合。
6. 株主として当社に対して請求その他の株主権行使（違法または不当な要求を含む。以下、「請求等」という。）をする者（過去に請求等をした者および将来請求等をする可能性がある者を含む。）のその存在を認識し、または係る存在を合理的に推認し、当該者またはその株式状況について確認するために必要がある場合。
7. 株主が当社の株式等の保有につき法令等に基づく義務を遵守していない可能性がある場合、または反社会的勢力に該当する可能性があるときに、当該株主またはその株式保有状況を確認するために必要がある場合。
8. 当社が当社買収防衛策に定める買付者等またはその共同保有者もしくは特別関係者等（これらに該当する可能性がある者を含む。）の存在を認識し、または係る存在を合理的に推認し、当該者またはその株式保有状況について確認するために必要がある場合。
9. 特定の株主の当社の株式等の取得、保有、譲渡もしくは処分の有無、時期その他の内容、または係る株式等の数等を把握する必要があると取締役会が判断した場合。

第9章 雑 則

(改 廢)

第25条 この規則の改廢は、GSユアサグループ決裁規則の定めるところによるものとする。

附 則

1. この規則は、2004年4月1日に制定し、同日から実施する。
2. この規則は、2006年6月29日に改正し、同日から実施する。
3. この規則は、2008年3月25日に改正し、2007年10月1日に遡及して実施する。
4. この規則は、2008年12月23日に改正し、2009年1月5日から実施する。
5. この規則は、2009年6月26日に改正し、同日から実施する。

6. この規則は、2012年2月27日に改正し、2012年4月1日から実施する。
7. この規則は、2021年2月25日に改正し、2021年4月1日から実施する。
8. この規則は、2022年9月1日に改正し、同日から実施する。

以 上